

厚生科学研究費補助金（子ども家庭総合研究事業）
総括研究報告書

児童福祉施設の情報開示及び入所児童の権利擁護のあり方に関する研究
主任研究者 古川孝順（東洋大学社会学部教授）

研究要旨

情報の公開、開示、あるいは提供、または権利擁護という課題は、競争、選択、契約、自己責任を重視する市場原理の導入、規制緩和、地方分権、説明責任等の課題とともに、1980年代、さらには90年代を通じて、経済、政治、行政をはじめ我が国の社会のあらゆる領域のなかで追求されてきた課題である。

この報告書が課題としてきている児童福祉の領域における情報の開示・提供、権利擁護という問題も、基本的にはそうした文脈のなかにあつて、1997年以降社会福祉の基礎構造改革の必要性が強調されるなかで改めて関心をよぶことになった。しかし、社会福祉、なかでも児童福祉の領域において情報の開示や提供がどの程度、どのようなかたちで行われてきているのか、その実態、また権利擁護を巡る問題状況は、これまではほとんど明らかにされてきていない。この報告書は、それを解明しようとした調査の結果とその意義について論じたものである。

通常、この種の報告書は、調査の結果とその解釈や意義を中心にとりまとめられていることが多いが、この報告書は、調査の設計と実施、結果の解釈という一連の過程において共同して研究を推進してきた研究者による個別のレポートを中心にして編集されている。この研究において共同で実施した調査の結果と解釈については巻末に収録されているが、報告書の主要な部分を構成するレポートは、その調査を踏まえつつ、あらかじめ設定されたテーマについて個人の責任において執筆されたものである。スタイルとしてやや異例の報告書となったが、共同研究の長所と個人の責任による自由な議論の効用をあわせて追求しようとする試みとしてご理解いただければと考える。

この報告書が児童福祉の領域における情報の公開、開示、提供、また利用者（子どもと保護者）の権利擁護の推進に役立ち、そのことを通じて児童福祉サービスの一層の発展に資することができれば幸いである。

A. 研究目的

平成9年に児童福祉法が改正され、都道府県知事（児童相談所長）が児童福祉施設に入所の措置等を行う際には児童及びその保護者の意向を調査しなければならないことになった。しかし、保護者のいない児童、虐待されている児童や非行児童等の保護を要する児童を対象とする児童養護施設、児童自立支援施設等では、これらの施設を利用している子どもの及びその保護者にたいしても、また住民にた

いしても開示・提供している情報は大変少ないのが現状である。しかし、子ども・保護者、住民に対して適切にサービス内容に関わる情報を提供し、その意向を尊重していくことは、しばしば閉鎖的と指摘されているこれらの施設におけるサービスの透明性の確保と質の向上ならびに利用児童の権利を護ることに資するものである。

この研究は、そのような課題に応えるため、まず児童相談所や児童福祉施設とそのサービ

スを利用する子どもや保護者の視点から情報の開示・提供ならびに権利擁護に関わる実態の把握を試み、児童福祉サービスの向上に寄与することを目的としている。

B. 研究方法

この研究では、①子どもの権利擁護に関する調査、②児童相談所の施設紹介に関する調査、③情報提供に関するヒアリング調査、の3通りの調査を実施した。

①子どもの権利擁護に関する調査 児童養護施設の利用者に対する情報提供、施設利用希望者や地域住民に対する情報開示、施設利用者の権利擁護の取り組みについて、すぐれた実践を把握するとともに、関係者の考えを聞くことを目的に、全国児童養護施設協議会協議院62名を対象として郵送による質問紙法により1998年9～10月中旬に実施した。

②児童相談所の施設紹介に関する調査 児童福祉施設等への措置を検討するに際し、(1)現在どのような情報提供が行われているか、(2)今後どのように情報提供が行われるべきかについて、各児童相談所のベテラン児童福祉司の考え方を調べることを目的に、都道府県ならびに指定都市等の児童相談所59ヶ所を対象として郵送による質問紙法により1998年9～10月に実施した。

③情報提供に関するヒアリング調査 関係者によってどのような内容の情報がどのように提供されているのか、またそれが利用者によってどのように受けとめられているのかを、具体的なケースについて個別に確認し、情報提供の在り方について検討することを目的に、養護ケース11ケースについて1998年9～10月に担当児童福祉司、措置先施設長、利用者（ケースにより児童と保護者もしくはいずれかの一方）に面接調査を実施した。

C. 結果と考察

調査の結果について簡略に示しておきたい。

① 利用者への情報提供・説明方法 (1)児童相談所とは別に施設も積極的に児童や保護者に情報提供をするべきであると考えている者が多い。(2)子どもに提供すべき情報の内容は、施設での生活や援助方法に関することが多い。(3)説明の方法としては、施設の見学、パンフレットの作成などより具体的な方法の導入を支持する者が多い。

② 地域住民や一般市民への情報開示・提供 (1)情報開示については6割以上が積極的であり、条件付きを含めると9割以上が必要と回答。(2)情報の種類では、施設活動の内容に関わる情報については積極的、制度的側面に関する情報についてもかなり積極的。法人関係に関する情報については消極的、個人に関わる情報については否定。(3)情報開示・提供の方法としては、広報誌が望ましいとする者6割、行政による一括公開を支持する者3割、公開を求めた者にのみ提供すればよいとする者4割弱。

③ 利用者の権利擁護 (1)権利擁護については児童福祉司の対応がよいとする者が多い。

権利擁護センターなど第三者機関を支持する者もかなりある。(2)施設内の職員や外部からの職員派遣による対応がよいと考える者も多い。(3)権利擁護は本来施設職員の役割であり、特別な制度は必要ないとする者も3分の1以上ある。

④ 児童相談所による施設紹介 (1)選択可能な施設のすべてを紹介しているとする回答が6割、一ヶ所のみ紹介が4割である。(2)施設を紹介するにあたって考慮する要因としては約6割が施設の力量、児童や保護者の希望、家庭からの距離の順で重視されている。児童や保護者の希望を第1順位とする回答も1割存在した。(3)一部定員割れ施設への措置を優先することがあるとする回答が8割あった。(4)里親制度の紹介については実施するという回答が5割であった。

⑤ ヒアリングによる知見 (1)児童福祉司に

よる児童本人、保護者、施設長に対する入所理由の説明がそれぞれ異なる場合がある。

(2)児童福祉司による施設紹介は一時保護所との比較で提供されがちである。(3)小学校低学年に対する施設紹介は施設生活の実体験、高学年になるとパンフレットを利用するなど口頭による説明が可能となる。

児童養護施設の場合、情報の開示・提供に対してはかなり肯定的であると言えよう。ただし、積極的なのは施設の援助活動の実際や制度的な側面についてであり、法人関係の情報については消極的である。これはアカウントビリティという観点からは問題であるといえよう。個人情報に否定的なのは当然であろう。権利擁護の問題にたいする施設の反応は必ずしも積極的とはいえないようである。児童相談所と施設の範囲で退所したいという姿勢が強い。外部からの介入に否定的な施設もみられる。

児童相談所による情報提供の現状は必ずしも利用者による選択を積極的に支持するものではない。都道府県によって利用しうる児童養護施設の数に限りがあるという側面もある。利用者の希望というよりも施設の援助力量が重視されている。この傾向は児童養護施設の目的や利用者の特性に照らして当然のことともいえるが、定員割れ施設への子どもの配分を肯定する傾向が見られることは問題であろう。

児童相談所と施設によって提供する情報に違いがあり、また子どもと保護者では提供を受ける情報に違いがでてくるが、これは援助上の理由による場合があり一概に問題視することはできなであろう。

D. 結論

児童養護施設にとっても情報の開示・提供は不可欠であるが、その内容や方法は、情報を開示・提供する主体と利用者の属性によって異なり、一般論では処理し得ない部分が多

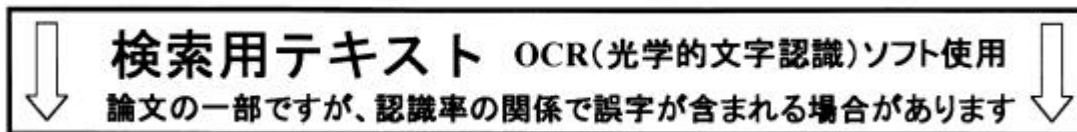
い。決めの細かな議論が必要とされる。選択についてはサービスのメニュー自体が少ない。うえに、利用者の希望よりも施設の提供しうる援助の内容が優先される場合があることに留意しておきたい。権利擁護については施設の側の意識改革が必要であろう。

F. 研究発表

1. 論文発表 特になし
2. 学会発表 特になし

G. 目次

- I. 研究の目的・方法 (古川孝順)
- II. 制度改革と児童養護 (古川孝順)
- III. 制度改革と児童の最善の利益 (高橋重宏)
- IV. 児童の権利擁護システムと情報開示 (松原康雄)
- V. 児童福祉サービスの質の評価について (柏女霊峰)
- VI. 児童相談所からみた制度改革 (津崎哲郎)
- VII. 児童養護施設からみた制度改革 (福島一雄)
- VIII. 利用者からみた制度改革 (新保幸男)
- IX. 地域への情報提供 (山縣文治)
- X. 調査結果の概要
 1. 子どもの権利保障に関する調査結果 (山縣文治)
 2. 児童相談所における施設紹介に関する調査について (新保幸男)
 3. 情報提供に関するヒアリング調査 (関東：新保幸男、関西：関西ワキンググループ)



研究要旨

情報の公開、開示、あるいは提供、または権利擁護という課題は、競争、選択、契約、自己責任を重視する市場原理の導入、規制緩和、地方分権、説明責任等の課題とともに、1980年代、さらには90年代を通じて、経済、政治、行政をはじめ我が国の社会のあらゆる領域のなかで追求されてきた課題である。

この報告書が課題としてきている児童福祉の領域における情報の開示・提供、権利擁護という問題も、基本的にはそうした文脈のなかにあって、1997年以降社会福祉の基礎構造改革の必要性が強調されるなかで改めて関心をよぶことになった。しかし、社会福祉、なかでも児童福祉の領域において情報の開示や提供がどの程度、どのようなかたちで行われてきているのか、その実態、また権利擁護を巡る問題状況は、これまではほとんど明らかにされてきていない。この報告書は、それを解明しようとした調査の結果とその意義について論じたものである。

通常、この種の報告書は、調査の結果とその解釈や意義を中心にとりまとめられていることが多いが、この報告書は、調査の設計と実施、結果の解釈という一連の過程において共同して研究を推進してきた研究者による個別のレポートを中心にして編集されている。この研究において共同で実施した調査の結果と解釈については巻末に収録されているが、報告書の主要な部分を構成するレポートは、その調査を踏まえつつ、あらかじめ設定されたテーマについて個人の責任において執筆されたものである。スタイルとしてやや異例の報告書となったが、共同研究の長所と個人の責任による自由な議論の効用をあわせて追求しようとする試みとしてご理解いただければと考える。

この報告書が児童福祉の領域における情報の公開、開示、提供、また利用者(子どもと保護者)の権利擁護の推進に役立ち、そのことを通じて児童福祉サービスの一層の発展に資することができれば幸いである。